

■■■ 所得税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆とき 2月16日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

※会場の混雑状況によっては終了時間前に受付を締め切ることがありますので、午後4時頃までにご来場ください。



◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。



期間内にお早めに！ の申告

平成26年分所得税の確定申告と、平成27年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けています。お早めに申告してください。
※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所本庁・各支所窓口」は、申告会場ではありませんのでご注意ください。

◆会場までの無料送迎バスについて

本庁舎、各支所、各地区市民センター（上野地区）から、「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■伊賀市役所（市営上野公園駐車場前）⇔ ゆめドームうえの

運行日	伊賀市役所発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月17日(火)・19日(木) 24日(火)・26日(木)	9:00 10:00 11:00 13:00	9:30 10:30 11:30 13:30
3月3日(火)・5日(木) 10日(火)・12日(木)	14:00 15:00	14:30 16:15

■地区市民センター・各支所 ⇔ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
支所	地区市民センター	
青山支所	神戸・比自岐・依那古	2月24日(火)・3月11日(火)
阿山支所	府中・中瀬	2月25日(火)・3月13日(金)
島ヶ原支所	長田・小田	2月20日(金)・3月6日(金)
伊賀・大山田支所	友生	2月18日(火)・3月4日(火)
—	きじが台・古山・猪田	2月25日(火)・3月10日(火)
—	諏訪・新居・三田	2月20日(金)・3月3日(火)
—	花垣・花之木・久米	2月27日(金)・3月11日(火)

【注意事項】

- ①地区市民センター・各支所と、「ゆめドームうえの」間の送迎バスについては、場所により発着時刻が異なります。時刻表は各地区市民センターと各支所住民福祉課、市ホームページにあります。
- ②バスは交通事情その他諸般の事情により、運休または発着時刻が遅れる場合がありますのでご了承ください。

◆市・県民税申告会場

開催日	会場
2月12日(木)・13日(金)	島ヶ原支所 2階会議室
2月18日(火)・19日(水)	大山田農村環境改善センター 多目的ホール
2月25日(火)・26日(水)	あやま文化センター 会議・工作室
3月4日(火)・5日(水)	いがまち保健福祉センター 研修室
3月11日(火)・12日(水)	青山福祉センター 教養娯楽室2

●受付時間：午前8時30分 ●相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～4時

※定員になり次第、受付を締め切ります。

※会場は、かなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。

◆ 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- ① 事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 26 年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
- ② 給与所得者で
 - 給与の年収が 2,000 万円を超える場合
 - 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
- ③ 複数の事業所から給与を受けている人で、年末調整

- を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
- ④ 公的年金等の雑所得のみの人で、所得控除を差し引いた後の所得額に残額がある場合（平成 23 年分以降は年金収入金額 400 万円以下の人は除く。）
 - ※ 確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■ 市・県民税の申告が必要な人

＜市・県民税の申告が必要かどうかわからない人は、こちらでチェック！＞

平成 27 年 1 月 1 日現在伊賀市に	住民票のある人	平成 26 年中に所得があった人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
			所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
		所得が公的年金のみの人	公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要	
			上記の人のうち社会保険料控除などを受けの人	申告必要	
			公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要	
	住民票のない人	平成 26 年中に所得がなかった人	営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要	
			医療費控除を受けようとする人	申告必要	
		伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要	
			伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人	申告必要	
			※ 所定時期に申告書を送付します。	申告必要	

◆ 申告に必要なもの

- ① 印鑑・筆記用具
- ② 申告書（税務署または市役所から送付されている人）
- ③ 税務署からのお知らせはがき（送付された人のみ）
- ④ 平成 26 年中の所得を明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書（いずれも原本）
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書（事前に作成しておくこと）
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人はその所得を証明する書類
- ⑤ 控除を受けるために必要な証明書など
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書
 - 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書または証明書（年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。）

- 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの領収書または証明書
- 医療費控除を受けると人は、支払った医療費の領収書（あらかじめ支払金額を計算しておくこと）
- そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類
- ⑥ 所得税の還付申告をする人は預貯金口座情報のわかるもの
 - ※ 上記以外に、申告内容によってはほかの書類などが必要になる場合があります。



※ 昨年のご自身の申告書の控え、申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズに行えます。

※ 注意事項

○ 確定申告書第二表 住民税に関する事項について

16歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該

当がある場合は必ず記入してください。記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されませんので、ご注意ください。

申告書をもとに 証明書を発行しています

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

申告は市民生活に欠かせないものです。申告が必要な人は必ず申告してください。



要介護・要支援認定を受けている人の 税の障害者控除について

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない人で、要介護・要支援認定を受けていて一定の条件に該当する65歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。（ただし、本人とその扶養者の所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません。）

「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには申請が必要です。認定書の交付は、1月中旬以降です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

■ 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で、 「申告書」が作成できます！



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

① 添付書類の提出または提示を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで書類の提出または提示を省略できます。（確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。）

② 還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）

※ e-Tax を利用するには、インターネット環境に接続されたパソコン、電子証明書（住民基本台帳カード）、ICカードリーダーライターが必要です。

＜確定申告書用紙の送付について＞

昨年の確定申告で、e-Tax を利用して申告した人や、申告会場でパソコンによる電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人には、電子申告の推進とペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる人は、お早めに申告していただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

【申告書の送付先・問い合わせ】

● 所得税の確定申告

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地 上野税務署 ☎ 21-0950

※自動音声案内に従ってください。

● 市・県民税の申告

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市財務部課税課市民税係 ☎ 22-9613 FAX 22-9618



◆ 所得税を源泉徴収している場合は、特別徴収する必要があります

個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収

【問い合わせ】 課税課 ☎22・9613 FAX22・9618

◆ 事業主の皆さん、個人住民税を特別徴収していますか

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(天引き)して、従業員に代わって市に納入することになっていきます。

所得税を源泉徴収している場合は、原則として、パート・アルバイト・期限付雇用などを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。税額の計算は市で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

○ 次のa～dの理由に該当する場合には限り、普通徴収とすることができます。給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書と一緒に提出してください。

- a 欄適用で他事業所で特別徴収されている。
- b 給与が支給されない月がある。
- c 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る。)
- d 退職予定者(5月末までに退職予定の者)

◆ 従業員の皆さん、個人住民税が給与から天引きされていますか

平成26年度からはパート・アルバイト・期限付雇用の従業員なども含め、基本的に特別徴収となっています。毎月の給与から個人住民税が特別徴収(天引き)されていない場合は、事業主に確認してください。特別徴収は原則12回払いとなるため、従業員は自身で納入する手間が省け、1回当たりの負担税額が少なくなります。

なお、複数の事業所から給与を支給されている人は、市町村で所得を合算して税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与から特別徴収(天引き)されます。



【問い合わせ】

課税課
三重県総務部税収確保課
☎059・224・2133
<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>
※「三重県税のページ」で検索

◆ インフルエンザが流行する季節です

インフルエンザに気をつけて

【問い合わせ】 健康推進課 ☎22・9653 FAX22・9666

インフルエンザは風邪とは違い、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が強く、高齢者や慢性の病気を持つ人は、病気が悪化しやすく、肺炎などを併

発して死に至ることもある感染症です。日頃から、風邪やインフルエンザにかからないように気をつけましょう。

インフルエンザにかからないために

- ① バランスのとれた食事をとる。
- ② しつかり睡眠をとる。
- ③ 室温・湿度を調整する。
室温20～25度、湿度50～60%になるように調整する。
- ④ 手洗いをしっかりとる。
石鹸をよく泡立てて、手のひら、指の間、手首をしっかりと洗い、流水で充分すすぐ。
- ⑤ つがいをごまめにする。
- ⑥ からだを冷やさない。



- ⑦ 予防接種を受ける。毎年、流行を予測したワクチンが作られるので、かかったとしても重症化を防ぐことができる。
- ⑧ なるべく不必要な外出を控えたり、人ごみを避ける。
- ⑨ 咳エチケットを守る。
咳やくしゃみをするときは口と鼻をティッシュペーパーなどで押さえる。マスクを着用する。

インフルエンザ予防接種

費用の助成について

高齢者と乳幼児を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成制度があります。詳しくは広報いが市10月1日号や市ホームページをご覧ください。



⑦ 予防接種を受ける。毎年、流行を予測したワクチンが作られるので、かかった